

## 協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の 考え方等の整理について

### 1. 目的

行政と市民等が協働で行う事業のうち、営利目的が含まれる事業や、共益的な事業と公益的な事業の区分が難しい事業について、何をもちて公共的又は公益的な活動となるかを検討します。

### 2. 今後のスケジュール

時期	検討内容
第1期第6回委員会 (H26. 9月19日)	第1期第5回で出た論点の整理・検討
第1期第7回委員会 (H26. 11～12月頃)	「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方(仮称)素案の検討
第1期第8回委員会 (H27. 2～3月頃)	「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方(仮称)最終案の検討
第1期任期末 (H27. 3月)	推進委員会から横浜市に対し、「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方(仮称)を提出

### 3. 背景

(1) 背景について (第1期第4回横浜市市民協働推進委員会 諮問資料より抜粋)

横浜市市民協働条例(以下、条例とする。)第2条において、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下、「市」という。)と市民等とが協力して行うことを「市民協働」とし、「市民等」とは、市民、法人、地方自治法第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。と、それぞれ規定しており、協働の相手方として、単に非営利目的で活動をしている団体のみならず、営利を目的とする団体(企業等)や、共助を目的とする団体が含まれることとなっています。

一方、条例第5条第4号においては、営利を主たる目的とする活動は「市民公益活動」に該当しないと規定をしています。

そこで、市民等と協働で事業を行うにあたり、営利性と社会貢献性のバランスや、公共的又は公益的な活動と認定されるために必要な要件やそれらを適用する範囲等について整理をしていただきたいと思います。

(2) 条例における定義

① 市民等（第2条）

市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

② 市民公益活動（第2条、第5条）

宗教活動や政治活動、選挙活動、営利を主たる目的とする活動等を除いた、市民等が行う公共的又は公益的な活動

③ 市民協働（第2条）

公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等とが協力して行うこと

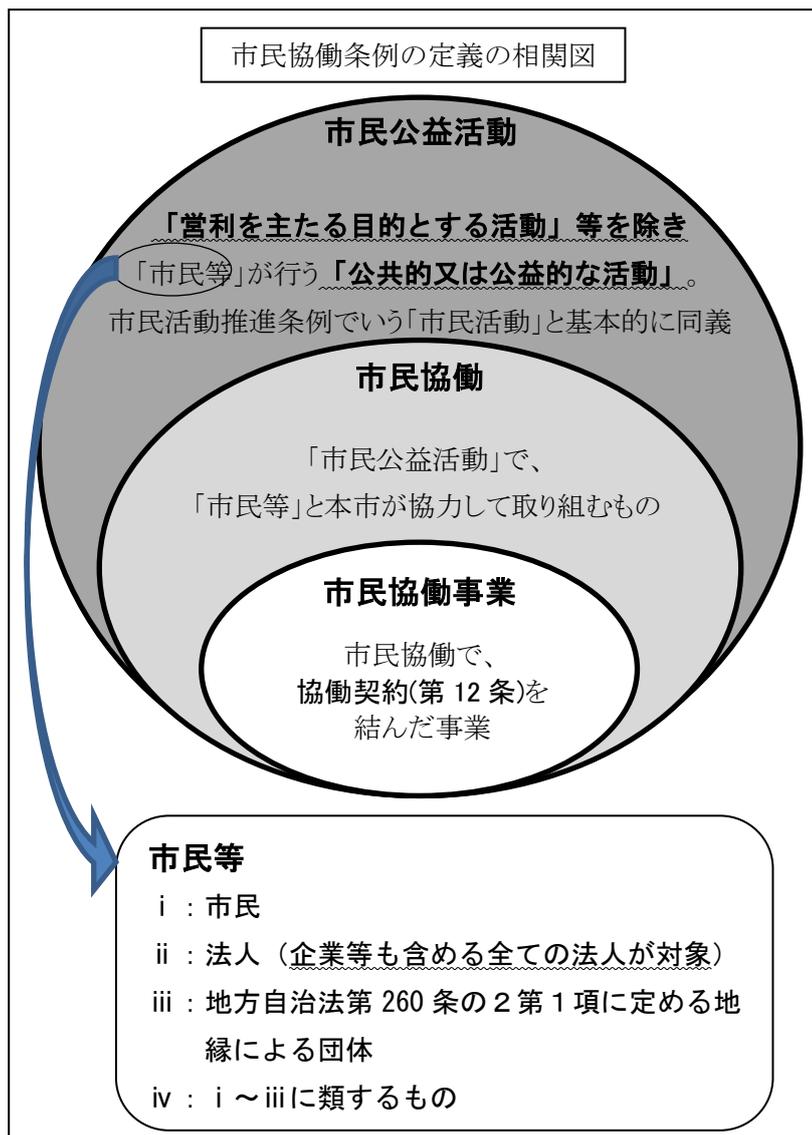
④ 市民協働事業（第2条）

市と市民等が第8条に定める基本原則（協働の6原則）に基づいて取り組む事業

※「市民等」と本市が行う「市民協働」の中で、協働契約（第12条）を締結して取り組む事業

⑤ 協働契約（第12条）

市民協働事業を行う場合、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（協働契約）を締結したもの



(3) 検討の必要性

① 「営利を主たる目的とする活動」について

条例第2条において、「市民等」は『市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するもの』と規定されており、活動に営利目的が付随する企業等も「市民等」に含まれる一方で、条例第5条第4号では、市民公益活動から「営利を主たる目的とする活動」等を除外しています。

そこで、協働を行う事業が「営利を主たる目的とする活動」とならないよう「非営利性」の担保方法について整理をする必要があります。

② 「公共的又は公益的な活動及び事業」について

条例第2条第3項において、「市民協働」が、『公共的又は公益的な活動及び事業を市と市民等が協力して取り組むもの』と規定されていることから、協働で取り組む活動は、「公共的又は公益的な活動及び事業」でないとなりません。

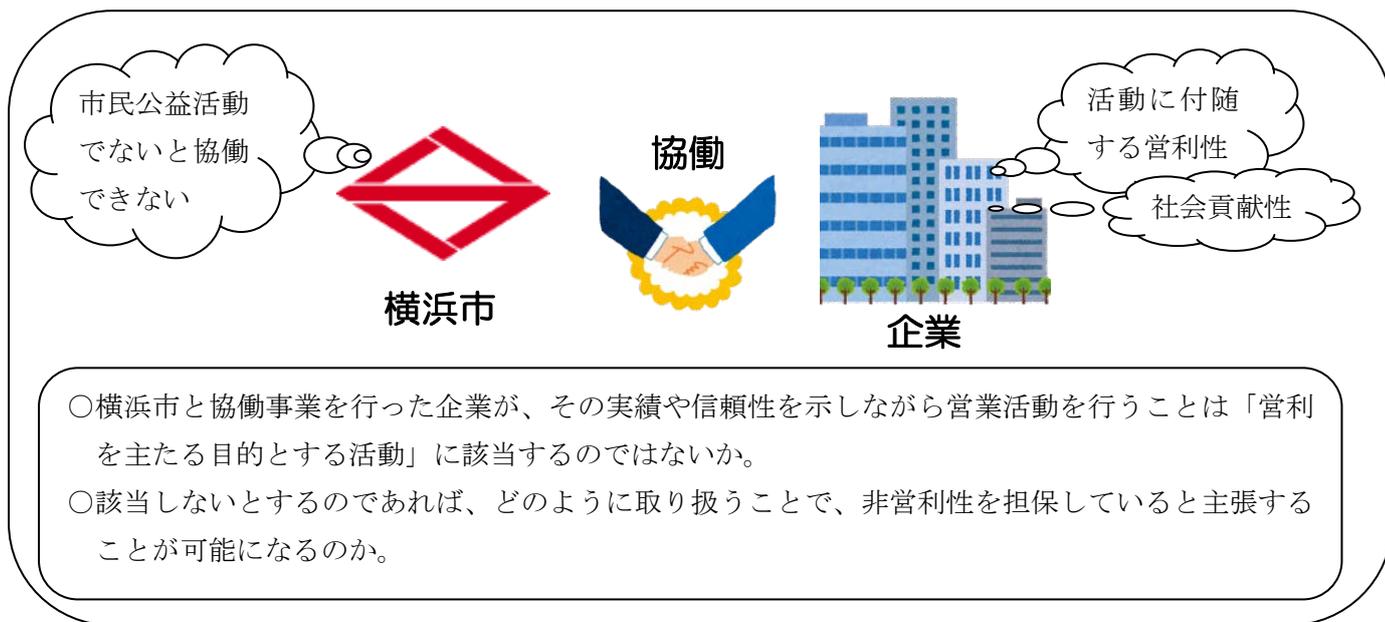
そこで、「公共的」の観点からは、参加の機会や成果物の利用等について市民に公平かつ公正に開かれているかなどを、「公益的」の観点からは、不特定多数の利益にかなうものであるかなどの基準を設け、整理をする必要があります。

#### 4. 検討が必要な論点

##### (1) 企業と協働で事業を行う場合における考え方の整理

企業と協働で事業を行う場合は、当該協働事業における企業の社会貢献性の評価と企業活動に付随する営利性について、どのようにバランスを取るべきかを整理する必要があります。

条例第5条第4号において、「営利を主たる目的とする活動」は、市民公益活動の除外項目となっているため、具体的にどのような基準や要件を設けることで「非営利性」を担保し、「営利を主たる目的とする活動」に合致しないと判断することができるのかについて検討を行う必要があります。



#### 整理の手順

「公共的又は公益的な活動及び事業」でないと市民公益活動とならず、協働もできない。(条例第2条)

活動内容が「公共的」又は「公益的」な事業であることの確認が必要

「営利を主たる目的とする活動」であると市民公益活動から除外されてしまう。(条例第5条第4号)

何らかの形で「非営利性」を担保することが必要  
 (例) 利益の再配分を行わないこと  
 事業成果を営利活動に転用しないことなど

- ① 「公共的」又は「公益的」な活動であるための要件の検討が必要
- ② 非営利性の担保について具体的な判断基準の検討が必要

(2) 共益又は互助のために活動する団体と協働で事業を行う場合における考え方の整理

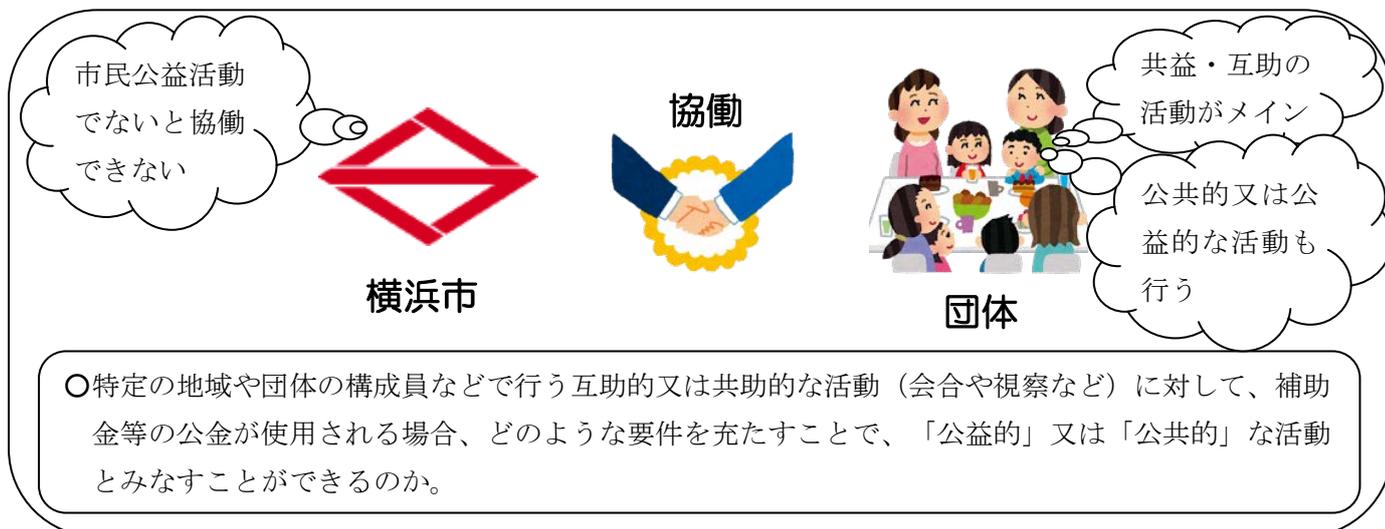
条例第2条第3項において、「市民公益活動」は、『市民等が行う公共的又は公益的な活動及び事業』と規定されており、更には条例第5条において、『宗教活動や政治活動、選挙活動、営利を主たる目的とする活動を除く』となっています。

したがって、共益又は互助を目的に行っている活動は、「参加の機会が開かれている」とも「不特定多数の利益にかなうもの」でもないため、「公共的又は公益的な活動及び事業」とは捉えることが難しく、「市民公益活動」には該当しないことになります。

しかし、団体の性質としては、共益又は互助的な団体であったとしても、活動が公共的又は公益的な要素を含んでいることがあり、一般的に共益的な活動か公益的な活動か判断をすることが難しい案件なども存在します。

そこで、具体的にどのような要件を充たすことで、「公共的又は公益的な活動」となるのか検討が必要です。

また、一般的に共益的な活動か公益的な活動かの判断が難しい場合についての対応などについても検討が必要です。



整理の手順

「共益や互助のためにのみ行っている活動」は「公共的」又は「公益的」な活動でないため、市民公益活動から除外されてしまう。



活動内容が、「公共的」又は「公益的」な事業であることの確認が必要となる。

一般的に共益的な活動か公益的な活動であるかを区分することが難しい事例がある。



区別が難しいことを理由に除外するのではなく、柔軟な対応が求められる。

- ① 「公共的」又は「公益的」な活動であるための要件の検討が必要
- ② 判断が難しい場合の（負担割合などに対する）案の検討が必要

(3) 整理された基準の適用範囲について

(1)及び(2)で整理された基準の適用範囲について、横浜市と協働で行う事業の全てにおいて適用するのか、条例第2条に規定される市民協働のうち、協働契約を結んだ事業である「市民協働事業」等にも適用し、その他に関しては緩やかに運用をしていくのかなどの検討が必要です。

**5. 検討事項のまとめ**

- (1) 活動が「公共的」であるために必要と考えられる要件とは。
- (2) 活動が「公益的」であるために必要と考えられる要件とは。
- (3) 活動が「営利を主たる目的」でないとするために必要なこととは。
- (4) (共益的な活動か公益的な活動かなどの) 判断が難しい場合は、どのような取り扱いをすることが妥当か。
- (5) (1)から(4)までで整理した内容の適用範囲はどうするか。

**6. 参考資料**

資料6-2 横浜市市民協働条例（平成24年6月25日 条例第34号）

資料6-3 平成26年3月17日市市活第2031号「協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方等の整理について（諮問）」

資料6-4 「公益」「公共」等に関する解釈について

## 横浜市市民協働条例

横浜市条例（第34号） 平成24年6月25日公布

横浜市市民活動推進条例（平成12年3月横浜市条例第26号）の全部を改正する。

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第4条）

#### 第2章 市民協働

##### 第1節 市民公益活動（第5条—第7条）

##### 第2節 市民協働事業（第8条—第15条）

##### 第3節 中間支援組織（第16条）

#### 第3章 市民協働推進委員会（第17条—第19条）

#### 第4章 雑則（第20条—第22条）

#### 附則

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があって、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

## 第2章 市民協働

### 第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

**(4) 営利を主たる目的とする活動**

(市民活動推進基金)

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。
- 5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

**第2節 市民協働事業**

(市民協働事業の基本原則)

第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報（第13条に規定する秘密を除く。）を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。

2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の要否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（以下「自主事業」という。）を当該市民協働事業とともに行うことができる。

2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後（当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

### 第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

### 第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という。

）を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民等

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

### 第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例（第3章及び附則第1項を除く。）の規定中「市長

」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

市市活第2031号

平成26年3月17日

横浜市市民協働推進委員会

委員長 小濱 哲 様

横浜市長 林 文子

協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方等の整理について（諮問）

平成25年4月1日から施行された横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）第2条第2項では、市民協働とは「公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等とが協力して行うことをいう。」と定義されております。

また、同条第3項では、市民公益活動を「市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。」と定義されています。

一方、条例第5条第4号では、営利を主たる目的とする活動を市民等が行う市民公益活動の除外項目として規定しています。

本市としては、どのような活動や事業が公共的又は公益的なものになるかについてより精緻に検討する必要があると考えています。

つきましては、市民等との協働を適切に推進し、市民公益活動に対する支援施策を的確に実行していくため、条例第17条の規定に基づき、標記について諮問します。

1 趣旨

別紙のとおり

2 答申時期

平成27年3月までに最終答申をお願いします。

担当：市民局市民協働推進部

市民活動支援課長 高嶋

電話：2 2 7 - 7 9 6 7

FAX：2 2 3 - 2 0 3 2

## 市民協働推進委員会への諮問について（別紙）

## 1 テーマ

協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方等の整理について

## 2 目的

行政と市民等が協働で行う事業のうち、営利目的が含まれる事業や、公益的な事業と公益的な事業の区分が難しい事業について、何をもって公共的又は公益的な活動となるかを検討します。

## 3 背景

横浜市市民協働条例（以下、条例とする。）第2条において、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下、「市」という。）と市民等とが協力して行うことを「市民協働」とし、「市民等」とは、市民、法人、地方自治法第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。と、それぞれ規定しており、協働の相手方として、単に非営利目的で活動をしている団体のみならず、営利を目的とする団体（企業等）や、共助を目的とする団体が含まれることとなっています。

一方、条例第5条第4号においては、営利を主たる目的とする活動は市民公益活動に該当しないと規定をしています。

そこで、市民等と協働で事業を行うにあたり、営利性と社会貢献性のバランスや、公共的又は公益的な活動と認定されるために必要な要件やそれらを適用する範囲等について整理をしていただきたいと思います。

## 4 検討の論点

- (1) 企業と協働で事業を行う場合における考え方の整理
- (2) 公益又は互助のために活動する団体と協働事業を行う場合における考え方の整理
- (3) 整理された基準の適用範囲について

## 5 今後のスケジュール（案）

時期	検討内容
第1期第5回委員会（H26.5～6月頃）	論点の検討
第1期第6回委員会（H26.9～10月頃）	議論の論点整理
第1期第7回委員会（H26.11～12月頃）	「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方（仮称）素案の検討
第1期第8回委員会（H27.2～3月頃）	「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方（仮称）最終案の検討
第1期任期末（H27.3月）	推進委員会から横浜市に対し、「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方（仮称）を提出

※必要に応じて臨時会の開催なども検討させていただきます。

## 6 参考（横浜市市民協働条例）

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下、「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働条例」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

（1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

（2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

（3）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（4）営利を主たる目的とする活動

## 「公益」「公共」等に関する解釈について

## (1) 「公益」について

条例・指針名等	定義された用語	内容
横浜市市民協働条例 解釈・運用の手引き	公益的な活動	「不特定多数のもの利益」とは、いわゆる「公益」と同義であり、「社会全体の利益」を指すと解されます。「不特定かつ多数」とは、対象が特定されないことをいいます。
法律用語辞典第4版(有斐閣)	公益	公共の利益、広く社会一般の利益をいう。
大辞林 第3版	公益	社会一般の利益。公共の利益
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）	公益目的事業	学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

## (2) 「公共」について

条例・指針名等	定義された用語	内容
横浜市市民協働条例 解釈・ 運用の手引き	公共的な活動	幅広く多くの人々が幸せに平穩に生きていくために必要な、「公共的な活動」
法律用語辞典第4版(有斐閣)	公共の福祉・利益	個々の人間の個別利益を超え又はそれを制約する機能をもつ公共的利益あるいは社会全体の利益を指す語
横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）（平成11年3月 横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提言）	社会的公共性のある市民活動	幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う活動を指す。
協働推進の基本指針（平成24年10月改訂）	公共	「公共」とは本来、国家や行政のみが担っているものではありません。民間の中にも公共的事柄を考え、公益的な仕事を担おうという意志と力が存在してきました。しかし、行政が市民生活の基盤を幅広く保障する役割を引き受けるようになって、次第に「公共」は、国家や行政が担っている、と考えられるようになってきました。これからの「協働型社会」では、「公共」すなわち「市民誰もがかわること」を行政と市民社会の様々な主体が、役割分担を改めて見直しながら協働して支えるという考え方が重要です。

(3) 他都市の条例等における「市民活動」や「市民公益活動」等の定義について

条例・指針名等	定義された用語	内容
特定非営利活動法人促進法	特定非営利活動	「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
横浜市市民活動推進条例	市民活動	営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動
札幌市市民まちづくり活動促進条例	市民まちづくり活動	市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人によって自発的に行われる公益的な活動であるもの。
仙台市市民公益活動の促進に関する条例	市民公益活動	市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの
さいたま市市民活動及び協働の推進条例	市民活動	市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。
千葉市市民公益活動の促進に関する基本指針	市民公益活動	市民公益活動とは、市民自らが主体的かつ自発的に行う活動であり、営利を目的とせず、公益性・社会性を持った社会に貢献する活動とする
川崎市市民活動支援指針	市民活動	市民活動とは、「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」
さいたま市市民活動及び協働の推進条例	市民活動	市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。
相模原市市民協働推進条例	市民活動	市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。
静岡市市民活動の促進に関する条例	市民活動	市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動
浜松市市民協働推進条例	市民活動	市民及び事業者が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって社会貢献性を持つものをいう。
名古屋市市民活動促進基本指針	市民活動	市民の自主的な参加による自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有する活動。
大阪市市民活動推進条例	市民活動	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、自主的に行う活動をいう。
堺市市民活動活性化に関する基本方	市民活動	市民活動を支援するにあたり、「市民による自発的で公益性及び非営利性を有する活動(団体)」を「市民活動(団体)」

針		と定義する。
岡山市協働のまちづくり条例	非営利公益活動	この条例において「非営利公益活動」とは、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益活動をいう。
福岡市市民公益活動推進条例	市民公益活動	市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいう。